

☞ 電話加入権の取扱い

Q : 総務省が、来年度の税制改正の要望事項を取り下げたとか。どのような内容だったのですか？

A : NTT施設設置負担金が無料化された場合の電話加入権について減価償却資産として取扱う旨の要望を取下げました。

【解説】

総務省は、NTT施設設置負担金が無料化された場合の電話加入権の取扱いについて、平成18年度の税制改正要望に盛り込んでいましたが、これを取下げることとしました。

もともとこの要望は、施設設置負担金が廃止される場合には、電話加入権を減価償却できない資産としている理由が希薄になると考えられるとして、法人税法及び所得税法を変更するようにと税制改正要望に盛り込まれていたものなのですが、NTTが、①施設設置負担金を半額に引き下げてから半年しか経過していないことや、②市場への影響を見極める等の理由から、当分の間、推移を見守るとの報告を総務省に対して報告を行ったことから、少なくともここ1、2年は施設設置負担金が無料化されることがなくなったとして、来年度の税制改正要望を取下げたということです。

しかし、総務省がこの要望を完全に取りやめたというわけではなく、施設設置負担金が無料化された場合や、産業界から電話加入権の償却を強く要望する声が上がってきた場合には、再度検討されるようです。

